

証券コード 9761
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株 主 各 位

大阪市北区天神橋2丁目北2番6号

東海リース株式会社

代表取締役社長 塚本博亮

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第56回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://tokai-lease.co.jp/ir/convene/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪府枚方市池之宮4丁目9-1
当社枚方配送センター事務所棟7階会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第56期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以 上

(お願い)

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、代理人は当社の株主であることを要します。また代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会にご出席の際に、株主ご本人の議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

(お知らせ)

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

(1) パソコンをご利用の方

下記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、今後の収益予想および経営基盤等を勘案しながら安定的な配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円 総額138,159,880円
- (3) 期末配当の効力発生日（期末配当金の支払開始日）
2024年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	(再任) つかもと ひろあき 塚本博亮 (1959年4月14日) ・在任年数25年 ・取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)	1994年4月 当社入社 1999年4月 営業開発企画部長兼中国室長 1999年6月 当社取締役 2003年4月 総務部長 2007年6月 当社常務取締役総務部長兼中国市場総括担当 2008年4月 当社常務取締役総務部長兼社長室長 2011年6月 当社代表取締役副社長 2014年6月 当社代表取締役社長（現任） 2022年6月 生産配送本部長（現任） 2022年9月 東海ハウス株式会社取締役（現任） [取締役候補者とした理由] 塚本博亮氏は、企画部門、海外部門、総務部門を歴任し、当事業全般に精通しております。また2014年6月から代表取締役社長として優れた経営手腕を発揮し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	244,897株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p>(再任)</p> <p>やすだ きんしろう 安田 金四郎 (1959年8月14日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数9年 ・取締役会への出席状況 13回/13回 (100%) 	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>1995年10月 千葉支店長</p> <p>2015年4月 第四営業販売部長</p> <p>2015年6月 当社取締役</p> <p>2019年5月 営業販売本部長</p> <p>2019年6月 常務取締役営業販売本部長 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>安田金四郎氏は、営業販売本部において幅広い知識と経験を有しております。また営業販売本部長として各営業販売部長を指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	8,417株
3	<p>(再任)</p> <p>うけば じゅん じ 筈場 順司 (1973年2月2日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数9年 ・取締役会への出席状況 13回/13回 (100%) 	<p>1996年4月 当社入社</p> <p>2009年4月 枚方配送センター長</p> <p>2014年4月 生産配送本部業務管理部長</p> <p>2015年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>2017年4月 第一生産配送部長 (現任)</p> <p>2022年10月 第二生産配送部長 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>筈場順司氏は、生産配送本部における業務運行システムの構築と整備を担当してきた実績と経験を有しております。また重要エリアである関東地区などを管理掌握する第一生産配送部長として指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	3,694株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	(再任) おおにしひろふみ 大西泰史 (1965年12月18日) ・在任年数9年 ・取締役会への出席状況 13回/13回(100%)	1988年4月 当社入社 2003年4月 総務部次長 2013年4月 総務部長 2015年6月 当社取締役(現任) 2023年12月 管理本部長(現任) [取締役候補者とした理由] 大西泰史氏は、入社以来本社において幅広い経験を積み、コンプライアンス体制の構築および整備にあたってきた実績と経験を有しております。また管理本部長として人事・総務部門および経理会計部門を指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	8,435株
5	(再任) さかいたけひろ 酒井岳宏 (1965年1月14日) ・在任年数5年 ・取締役会への出席状況 13回/13回(100%)	1987年10月 当社入社 2010年4月 第五営業販売部長 2011年4月 第一営業販売部長 2013年4月 第三営業販売部長 2015年4月 第五営業販売部長 2019年6月 当社取締役(現任) 2023年4月 第四営業販売部長(現任) [取締役候補者とした理由] 酒井岳宏氏は、営業販売本部において幅広い知識と経験を有し、また各エリアの営業販売部長を歴任しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	4,162株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	(再任) にし え けい じ 西 江 計 二 (1961年6月16日) ・在任年数5年 ・取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)	1985年4月 当社入社 1997年6月 高松支店長 2006年4月 東京第二支店長 2012年1月 第二営業販売部長 2013年4月 第一営業販売部長 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任) [取締役候補者とした理由] 西江計二氏は、営業販売本部において幅広い知識と経験を有し、また重要エリアである東京地区の第一営業販売部長として指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	3,162株
7	(再任) ふく もと あつ し 福 本 篤 士 (1970年5月13日) ・在任年数5年 ・取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)	1994年4月 当社入社 2012年4月 生産配送本部業務管理部次長 2017年4月 生産配送本部業務管理部長 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任) 2022年9月 東海ハウス株式会社代表取締役 (現任) [取締役候補者とした理由] 福本篤士氏は、生産配送本部におけるリース用部材の調達と新リース商品の企画を担当してきた実績と経験を有し、また生産配送本部業務管理部長として指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	2,962株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役および管理職従業員ならびに子会社の取締役、監査役および管理職従業員を被保険者の範囲とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、取締役などの個人被保険者がその地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担することとしております。
- ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。
- 各候補者が取締役に再任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2024年7月に更新を予定しております。

以上

事業報告

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの経済活動の正常化が進み、個人消費も緩やかな回復基調が続いていますが、大幅な為替変動や資源価格の高騰による物価上昇の長期化および人手不足が懸念されるなど、先行きが不透明な状況となっています。

このような状況のなか、当社グループは原価高騰に伴って前連結会計年度3月下旬に改定した販売価格を推進するとともに、リース用資産の在庫状況および納期、採算を一体で重視した受注活動を行っております。また、一層のお得意先様満足を獲得すべく商品の品質向上および安全衛生管理の徹底も図っております。

以上の結果、受注活動につきましては特に官公庁需用において営業活動が奏功したこともあり、受注合計額は前期比121.4%となり、期末受注残高も前期比134.8%に至りました。売上高につきましては、当連結会計年度内の受注、完工案件が増加したこともあり、17,175百万円（前期比9.1%増）となりました。

損益面につきましては、売価改定および原価低減活動が奏功し、営業利益は998百万円（前期比254.8%増）、経常利益は1,060百万円（前期比207.6%増）となりました。特別利益に連結子会社である東海ハウス株式会社の佐倉社宅において発生した火災事故に対する保険金収入など33百万円、特別損失に横浜配送センター倉庫棟建て替えに伴う固定資産除却損など66百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は675百万円（前期比354.7%増）となりました。

なお、部門別の収益の内訳は以下のとおりであります。

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
仮 設 建 物 部 門	10,700 ^{百万円}	62.3%	113.7%
什 器 備 品 部 門	2,838	16.5	97.8
ユ ニ ッ ト ハ ウ ス 部 門	3,636	21.2	106.4
計	17,175	100.0	109.1

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、仮設建物需要は堅調に推移するものと予想されるものの、外注工事および運賃などの原価の上昇や、従業員のモチベーション向上を目的とした給与規程の改訂および人材確保のための人件費の増加を見込んでおります。こうした状況を踏まえ、当社グループは安定した利益を確保できる体質を目指してまいります。

次期の業績につきましては、売上高は17,310百万円（前期比0.8%増）、営業利益は620百万円（前期比37.9%減）、経常利益は630百万円（前期比40.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は420百万円（前期比37.8%減）となる見込みであります。

(3) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

② 設備投資

当連結会計年度の設備投資の総額は2,974百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

なお、当該設備投資に係る資金は自己資金によっております。

リース用資産	1,802百万円
土 地	950百万円

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第53期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第54期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第55期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第56期(当期) (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売 上 高(千円)	15,096,022	16,420,559	15,736,099	17,175,795
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	345,083	438,866	148,515	675,325
1株当たり当期純利益	100円20銭	127円21銭	43円02銭	195円63銭
総 資 産(千円)	36,588,973	31,776,699	31,294,129	34,549,008
純 資 産(千円)	15,423,751	15,526,490	15,405,266	16,231,154
1株当たり純資産額	4,409円69銭	4,458円38銭	4,425円90銭	4,654円68銭

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く）は、千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 第54期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、第54期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第53期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第54期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第55期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第56期 (当期) (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売 上 高 (千円)	15,043,936	16,417,205	15,735,886	17,163,165
当 期 純 利 益 (千円)	312,594	380,981	58,307	571,889
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	90円77銭	110円43銭	16円89銭	165円67銭
総 資 産 (千円)	34,427,664	29,435,548	28,736,536	31,121,865
純 資 産 (千円)	13,966,218	14,061,550	13,835,844	14,397,482
1 株 当 た り 純 資 産 額	4,052円82銭	4,073円53銭	4,012円55銭	4,168円35銭

(注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く）は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 第54期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、第54期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当企業集団は、仮設建物のリース業を主要業務とし、仮設建物の製造から建築施工、運送、解体、格納、補修に至る一貫の業務を直営しております。また、これに附帯する業務として什器備品等のリース業と仮設建物の販売ならびに建築を行っております。

(6) 主要拠点等 (2024年3月31日現在)

当社本社 大阪府大阪市

国内販売拠点

仙台支店	千葉支店	東京支店	東京第二支店
横浜支店	名古屋支店	大阪支店	神戸支店
岡山支店	広島支店	高松支店	福岡支店
盛岡営業所	福島営業所	水戸営業所	静岡営業所
金沢営業所	京滋営業所	姫路営業所	和歌山営業所
山口営業所	徳島営業所	松山営業所	高知営業所
大分営業所			

国内生産拠点

枚方配送センター	柏原配送センター	仙台配送センター
関東総合工場	横浜配送センター	名古屋配送センター
北陸配送センター	兵庫配送センター	岡山配送センター
広島配送センター	高松配送センター	松山配送センター
福岡配送センター	日本キャビネット(株) (大阪府枚方市)	
東海ハウス(株) (香川県綾歌郡綾川町)		

海外生産拠点

榕東活動房股份有限公司 (福州市)	廊坊榕東活動房有限公司 (廊坊市)
-------------------	-------------------

(注) 海外拠点はいずれも中華人民共和国所在であります。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人数 568名 (前連結会計年度末比4名減)

② 当社の状況

使用人数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
419名	11名減	42.9才	14.8年

(8) 重要な親会社および子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本キャビネット株式会社	20,000千円	100.0%	什器備品リース・販売業
東海ハウス株式会社	40,000千円	92.7	仮設建物製造業
榕東活動房股份有限公司	50,523千円	89.1	仮設建物製造業
廊坊榕東活動房有限公司	35,000千円	100.0 (75.0)	仮設建物製造業

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の状況に記載の4社であり、連結決算による売上高は17,175百万円(前期比9.1%増)、経常利益は1,060百万円(前期比207.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は675百万円(前期比354.7%増)となりました。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当連結会計年度末日において、特定完全子会社はありません。

(9) 主要な借入先および借入額 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入残高
シンジケートローン	7,915,500
株式会社三菱UFJ銀行	2,375,026
日本生命保険相互会社	495,000
三井住友信託銀行株式会社	260,000

(注) シンジケートローンは、株式会社りそな銀行を幹事とする複数の金融機関による協調融資です。

2. 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,494,322株 (うち自己株式40,325株)
- (3) 当期末株主数 4,884名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
塚本博亮	244,897 ^株	7.09 [%]
株式会社オーガスト・エイト	211,400	6.12
塚本四女子	126,503	3.66
渡邊俊雄	102,800	2.98
塚本幸司	97,273	2.82
東海リース従業員持株会	74,470	2.16
中島和信	74,400	2.15
中間信幸	49,500	1.43
岡本佳治	45,700	1.32
中間高子	40,400	1.17

(注) 持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除した株式数を分母に用いて算出しております。

(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当該事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- 取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	6,000 ^株	7 ^名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚 本 博 亮	生産配送本部長 東海ハウス株式会社 取締役
常 務 取 締 役	安 田 金 四 郎	営業販売本部長
取 締 役	筈 場 順 司	第一・第二生産配送部長
取 締 役	大 西 泰 史	管理本部長
取 締 役	酒 井 岳 宏	第四営業販売部長
取 締 役	西 江 計 二	第一営業販売部長
取 締 役	福 本 篤 士	生産配送本部 業務管理部長 東海ハウス株式会社 代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	此 下 純 央	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 井 巧	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	杉 谷 浩 哉	

(注) 1. 当該事業年度中の役員の異動

① 第55回定時株主総会 (2023年6月29日) において就任

常勤監査等委員 此 下 純 央

社外監査等委員 杉 谷 浩 哉

② 第55回定時株主総会 (2023年6月29日) において退任

常勤監査等委員 神 武 勇 二

社外監査等委員 西 野 但

2. 当社は此下純央氏、松井巧氏および杉谷浩哉氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

3. 当社は、取締役および管理職従業員ならびに子会社の取締役、監査役および管理職従業員を被保険者の範囲とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、取締役などの個人被保険者がその地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

4. 取締役 松井巧氏および杉谷浩哉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 取締役 松井巧氏および杉谷浩哉氏は、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 監査等委員 松井巧氏および杉谷浩哉氏は税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、此下純央氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬で構成されています。

ア. 固定報酬

取締役の職務価値、従業員とのバランス、世間水準、業績等を勘案して決定します。

イ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、会社の業績（売上高、営業利益、当期純利益等）、取締役の業績、従業員とのバランス等を勘案し、原則として毎年7月および12月賞与として支給します。これらの指標を選択した理由は当社の業績を端的に示す指標であり計画対比や前年対比など客観性があると判断したためです。

ウ. 非金銭報酬

非金銭報酬は、取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、長期安定的な株式保有の促進と、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役は除く。以下、「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を、毎年6月に開催される定時株主総会終了後2か月以内に支給します。

対象取締役は、当報酬の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けます。

取締役ごとの譲渡制限付株式の付与のための報酬は、固定報酬月額に役位係数を乗じて算出されます。

エ. 支給割合

支給割合は、おおむね以下のとおりとしています。

固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝12：4：1～1.5

上記の方針に基づいて、代表取締役社長が個人ごとの報酬等について立案し、取締役会にて決定しております。

オ. 監査等委員である取締役の報酬等は、月例の固定報酬として世間水準および業績等を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、取締役会においては、社外取締役の独立した客観的な立場での意見も取り入れつつ、また、業績連動報酬については招集ご通知40頁記載の会社の業績を考慮したうえで決定しているため、取締役会は決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

- ② 取締役および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等限度額は、2021年6月29日開催の第53回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

上記報酬等のほか、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対しては、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、2021年6月29日開催の第53回定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額30百万円以内、当社の普通株式年17,000株以内と承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の員数は8名です。

監査等委員である取締役の報酬等限度額は2021年6月29日開催の第53回定時株主総会において年額50百万円以内と承認いただいております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

- ③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	107,458 (—)	68,700 (—)	30,953 (—)	7,805 (—)	7 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14,830 (6,570)	14,830 (6,570)	— (—)	— (—)	5 (3)
計	122,288	83,530	30,953	7,805	12

(注) 1. 固定報酬には、次の金額が含まれております。

・複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額
 取締役（社外取締役を除く） 10,098千円

2. 業績連動報酬等には、役員賞与引当金繰入額21,300千円が含まれております。

3. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人給与（賞与を含む）相当額58,618千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼務の状況
該当事項はありません。

② 当該事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	松 井 巧	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、議案審議等につき経営陣から独立した客観的な立場で必要な意見を述べるなど、社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	杉 谷 浩 哉	社外取締役就任後開催の取締役会には、10回中10回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、必要な意見を述べるなど、社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同様に、社外監査等委員就任後開催の監査等委員会には、10回中10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 33,400千円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33,400千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法および見積報酬額等を監査等委員会にて審議し、各監査等委員の同意を得られたためであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議のうえ、株主総会に上程いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、仮設建物を通じて社会貢献と環境保護という使命を持って企業活動を継続していくために、行動指針をすべての役員、従業員、派遣社員（以下「役員・従業員等」という）で共有し、判断・行動の基本とし、当社および当社グループ会社（以下「当社グループ等」という）の役員・従業員等に適用する。
- ② 代表取締役社長が行動指針の精神を役員・従業員等に継続的に伝達し、コンプライアンスの徹底に努め、取締役はこれを率先垂範して実践し、従業員への啓蒙・指導に努める。
- ③ ウェブを活用したコンプライアンス研修を当社グループ等の役員・従業員等に対して実施し、コンプライアンス遵守を周知徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会規程に基づき事務局が保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① リスク管理に関する基本方針を定めたリスクマネジメント規程に基づき、当社グループ等におけるリスクマネジメント体制を整備し、リスクを組織的に管理することで、損失等の回避または低減、収益の獲得を図り、企業価値を高める。
- ② リスクマネジメント委員会は、当社グループ等の取締役および部門責任者で構成され、3カ月ごとに開催し、必要に応じて取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の責務は「役員規程」に定める。
- ② 年度計画を含む経営計画を定め、当社として達成すべき目標を明確にする。
- ③ 各部門担当取締役は、取締役会においてその達成状況を定期的に報告し、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社行動指針を当社グループ等の役員・従業員等に適用する。
- ② リスクマネジメント規程に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを含むリスクを管理する。
- ③ 関係会社管理規程に基づき、必要に応じて子会社から報告、承認申請させる。
- ④ 当社グループ全体における法令、定款などに違反する行為の早期発見のため、通報窓口を設置する。
- ⑤ 監査等委員会は、定期または臨時に子会社を監査し、取締役会に報告する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会が実効的な監査を行うため、監査等委員会の職務を補助する使用人を検査室に配置する。
- ② 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとする。
- ③ 各部門は、当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長および取締役（監査等委員である取締役を除く）は、取締役会および各種の重要な会議において、随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 検査室は、監査等委員会と内部管理体制における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力する。
- ③ 監査等委員は、稟議書等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要に応じ、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に説明を求めることができる。
- ④ 「監査等委員会監査規程」ならびに「監査等委員会監査実施細則」に従い、監査の独立性と権限を保ちつつ、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人と緊密な連携を行い、必要あるときは、自らの判断で弁護士等の外部アドバイザーを活用し、監査成果の達成を図る。

- (8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止する。

- (9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務執行上必要と認められる費用について、会社が負担するものとし、前払等の請求があるときは速やかにこれに応じるものとする。

- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、行動指針において暴力団等の反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを定める。

<業務の適正を確保するための運用状況の概要>

当社は、2022年9月22日付「外部調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、コンプライアンス違反が発生したことを受けて、リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理を行うとともに、再発防止に取り組んでおります。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンスおよびリスクマネジメント体制について

当社グループ等の取締役および部門責任者で構成されたリスクマネジメント委員会を定期的に開催し、必要事項を協議、決定しました。

- (2) コンプライアンスについて

国内の当社グループ等の全役員・従業員等に対してウェブを利用したコンプライアンス研修を行い、コンプライアンスの徹底に取り組みました。

- (3) グループ会社の管理体制について

「関係会社管理規程」に基づいて子会社から当社へ承認申請および報告を行っております。

(4) 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、「監査等委員会監査規程」ならびに「監査等委員会監査実施細則」にのっとり、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べています。

また、関係会社の子会社往査を行い、社長との意見交換や帳票類の閲覧を行い、関係会社のガバナンス状況を確認しています。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,418,059	流動負債	10,820,219
現金及び預金	2,384,043	支払手形及び買掛金	1,691,692
受取手形、売掛金及び契約資産	8,540,487	電子記録債務	1,725,883
電子記録債権	659,823	短期借入金	5,565,478
商品及び製品	290,389	リース債務	83,665
仕掛品	628,080	未払法人税等	481,631
原材料及び貯蔵品	454,199	賞与引当金	427,800
その他	521,449	役員賞与引当金	24,500
貸倒引当金	△60,415	設備関係支払手形	3,849
		その他	815,719
固定資産	21,130,949	固定負債	7,497,635
有形固定資産	20,044,066	長期借入金	6,664,013
リース用資産	11,450,677	リース債務	90,561
建物及び構築物	1,652,841	繰延税金負債	81,257
機械装置及び運搬具	252,594	役員退職慰労引当金	25,800
土地	6,322,307	その他	636,003
リース資産	174,227	負債合計	18,317,854
建設仮勘定	154,093	(純資産の部)	
その他	37,324	株主資本	15,629,432
無形固定資産	211,449	資本金	8,032,668
投資その他の資産	875,433	資本剰余金	5,729,101
投資有価証券	264,572	利益剰余金	1,931,119
繰延税金資産	27,887	自己株式	△63,457
退職給付に係る資産	408,374	その他の包括利益累計額	447,831
その他	200,824	その他有価証券評価差額金	119,870
貸倒引当金	△26,225	為替換算調整勘定	279,565
		退職給付に係る調整累計額	48,396
資産合計	34,549,008	非支配株主持分	153,889
		純資産合計	16,231,154
		負債・純資産合計	34,549,008

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位 千円)

科 目	金 額
高価	17,175,795
上原	13,875,064
利益	3,300,731
管理費	2,301,877
益	998,853
利息	12,713
当金	7,446
料	88,210
売却益	75,271
他	15,257
	198,898
利息	56,102
料	52,215
価	26,411
他	2,218
益	136,946
	1,060,805
利益	12
売却益	1,369
収入	31,744
	33,125
損失	58,042
損失	812
損失	7,545
	66,400
	1,027,531
事業税	451,389
調整額	△108,116
	684,258
利益	8,933
	675,325

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,032,668	5,730,739	1,324,875	△72,707	15,015,576
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△69,081		△69,081
親会社株主に帰属する当期純利益			675,325		675,325
自己株式の取得				△193	△193
自己株式の処分		△1,638		9,444	7,806
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,638	606,243	9,250	613,856
当 期 末 残 高	8,032,668	5,729,101	1,931,119	△63,457	15,629,432

(単位 千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	67,862	220,398	△42,684	245,576	144,113	15,405,266
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△69,081
親会社株主に帰属する当期純利益						675,325
自己株式の取得						△193
自己株式の処分						7,806
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	52,007	59,167	91,080	202,255	9,776	212,031
当 期 変 動 額 合 計	52,007	59,167	91,080	202,255	9,776	825,887
当 期 末 残 高	119,870	279,565	48,396	447,831	153,889	16,231,154

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連 結 子 会 社 4社 日本キャビネット株式会社
東海ハウス株式会社
榕東活動房股份有限公司（中華人民共和国福州市）
廊坊榕東活動房有限公司（中華人民共和国廊坊市）

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、榕東活動房股份有限公司および廊坊榕東活動房有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…時価法によっております。

以外のもの

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産…原材料のうち主要資材であるベニヤ板は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

その他の棚卸資産は、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

① リース資産以外の有形固定資産

リース用資産…事業の用に供している自己所有の賃貸用資産であり、定額法によっております。なお、仮設建物およびユニットハウスの耐用年数については7～20年を、その他のリース用資産の耐用年数については5～7年を用いております。

社用資産

建

物…定額法によっております。なお、主な耐用年数は5～65年であります。

建物以外の社用資産…国内の連結会社については定率法によっており、在外連結子会社については定額法によっております。なお、主な耐用年数は3～14年であります。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額リース取引に係るリース資産 法によっております。

③ 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主に貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の個別債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

主要な連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

顧客との契約について、当社グループは次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したときにまたは充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、仮設建物、ユニットハウスおよびこれらに付随する什器備品類等のリース事業および販売事業を行っております。各事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① リース事業

リース事業の売上収益の認識は「リース」、「建上工事」、「解体工事」に分類され、「リース」においては『リース取引に関する会計基準』に基づき収益の認識を行っております。「建上工事」においては仮設建物およびユニットハウスの設計、運搬、設置、エアコンや各種備品などの据付設置等があり、「解体工事」においてはリース期間が満了した物件の解体、搬出、整地等があり、それらは施工履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りは総工事原価が算定できないため原価回収基準を適用しております。また、短期間の「建上工事」および「解体工事」については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 販売事業

販売事業の売上収益の認識は「建上工事」、「販売」に分類され、「建上工事」においては仮設建物およびユニットハウスの設計、運搬、設置、エアコンや各種備品などの据付設置等があり、施工履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りは総工事原価が算定できないため原価回収基準を適用しております。「販売」においては建上工事が完了し製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断した時点で収益を認識しています。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産・負債・収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき計上しております。
なお、当連結会計年度末においては、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」を計上しております。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）に基づく定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

II. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	仮設建物	什器備品	ユニットハウス	合計
リースに係る工事費	7,620,206	1,291,941	2,131,505	11,043,653
販売	836,048	41,504	23,064	900,617
顧客との契約から生じる収益	8,456,255	1,333,446	2,154,570	11,994,271
リース料	2,244,423	1,505,079	1,482,021	5,231,524
外部顧客への売上高	10,700,678	2,838,525	3,636,591	17,175,795

2. 重要な収益および費用の計上基準

重要な収益および費用の計上基準は、連結計算書類「注記事項Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等の4. 会計方針に関する事項の(4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2023年4月1日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形、売掛金	6,624,916	8,516,604
電子記録債権	601,445	659,823
契約資産	19,432	23,882
契約負債		
前受金	50,675	—
返金負債		
預り金	14,953	3,343

- (注) 1. 当社グループの契約残高は、顧客との契約から生じた債権（主に売掛金）、契約資産（主に工事進行基準における収益部分）、契約負債（主に契約時入金など履行義務を充足させる前に得意先より入金されたもの）および返金負債（主にリース契約の途中解約などによる短縮リース料や解体時施工不要部分など得意先に返金する予定のもの）であります。
2. 当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていたものは50,675千円であります。
3. 当連結会計年度において契約資産、契約負債および返金負債の残高の重要な変動はありません。
4. 顧客からの支払時期は、リース事業および販売事業の建上工事や解体工事などの施工履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する場合においても完全に履行義務を充足した時点より支払いが開始されます。
5. 上記金額には、リース取引による債権も含まれております。
4. 既存の契約から翌連結会計年度以降に認識することが見込まれる収益の金額および時期未経過のリース料や未施工の解体工事など6,064,245千円が2024年4月から2036年3月の12年間で収益として認識することが見込まれます。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 27,887千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額は、連結計算書類「注記事項Ⅱ. 収益認識に関する注記3. 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高」に記載しております。
2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、連結計算書類「注記事項Ⅱ. 収益認識に関する注記3. 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高」に記載しております。
3. 担保に供している資産および担保に係る債務
担保に供している資産の金額および当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建	物	730,001千円
土	地	4,648,735千円
計		5,378,737千円

(担保されている債務)

1年内返済予定の長期借入金	3,209,993千円
長期借入金	1,340,007千円
計	4,550,000千円

4. 有形固定資産の減価償却累計額 17,285,851千円

V. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「注記事項Ⅱ. 収益認識に関する注記の1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式 3,494,322株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	69,081	20	2023年9月30日	2023年12月8日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月27日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	138,159千円
② 1株当たり配当額	40円
③ 基準日	2024年3月31日
④ 効力発生日	2024年6月28日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にリース用資産の取得を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金等は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業販売部「業務取扱細則規程」に従い、営業債権について、営業販売本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の業務取扱規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社は、各部署からの報告に基づき経理会計部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1か月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金等			
① 受取手形及び売掛金 (注3)	8,540,487		
② 電子記録債権	659,823		
③ 貸倒引当金 (注2)	△60,382		
受取手形及び売掛金等 (純額)	9,139,928	9,139,928	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	264,572	264,572	—
資産計	9,404,500	9,404,500	—
(1) 支払手形及び買掛金等			
① 支払手形及び買掛金	1,691,692		
② 電子記録債務	1,725,883		
支払手形及び買掛金等	3,417,575	3,417,575	—
(2) 短期借入金	5,565,478	5,565,478	—
(3) 長期借入金	6,664,013	6,678,771	14,758
負債計	15,647,066	15,661,825	14,758

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 受取手形、売掛金および電子記録債権に係る貸倒引当金であります。

(注3) 受取手形及び売掛金の残高には契約資産が含まれております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	264,572	—	—	264,572

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金等	—	9,139,928	—	9,139,928
支払手形及び買掛金等	—	3,417,575	—	3,417,575
短期借入金	—	5,565,478	—	5,565,478
長期借入金	—	6,678,771	—	6,678,771

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金等、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類されております。

VIII. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,654円68銭
1株当たり当期純利益	195円63銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,760,974	流動負債	10,195,824
現金及び預金	1,085,089	電子記録債権	1,446,736
受取手形	134,924	買掛金	1,662,455
電子記録債権	659,823	短期借入金	1,748,000
売掛金及び契約資産	8,353,105	1年内返済予定の長期借入金	3,485,001
原材料及び貯蔵品	181,197	預り保証金	166,603
未成工事支出金	517,985	りーす債権	76,939
未収金	24,360	未払金	214,799
前払費用	81,404	未払費用	108,327
前払りーす料	638,961	未払消費税等	156,848
その他の金	91,320	未払法人税等	469,325
貸倒引当金	△7,200	預り金	55,720
固定資産	19,360,891	賞与引当金	370,000
有形固定資産	17,011,310	役員賞与引当金	21,300
りーす用資産	11,199,138	その他の	213,766
建物	997,240	固定負債	6,528,558
構築物	99,091	長期借入金	5,812,525
機械装置	118,052	りーす債権	80,907
車両運搬具	30	預り保証金	594,034
工具器具備品	26,045	その他の	41,092
土地	4,396,386	負債合計	16,724,383
りーす資産	157,847	(純資産の部)	
建設仮勘定	17,477	株主資本	14,279,245
無形固定資産	31,053	資本金	8,032,668
電話加入権	30,650	資本剰余金	5,631,799
施設利用権	403	資本準備金	2,828,787
投資その他の資産	2,318,527	その他資本剰余金	2,803,012
投資有価証券	259,646	利益剰余金	678,234
関係会社株式	1,458,797	その他利益剰余金	678,234
出資	500	繰越利益剰余金	678,234
関係会社出資金	114,340	自己株式	△63,457
差入保証金	146,606	評価・換算差額等	118,236
長期前払費用	298	その他有価証券評価差額金	118,236
前払年払費用	314,492	純資産合計	14,397,482
繰延税金資産	23,845	負債・純資産合計	31,121,865
資産合計	31,121,865		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位 千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
リ ー ス 売 上 高	16,235,274	
販 売 収 益	927,891	17,163,165
売 上 原 価		
リ ー ス 売 上 原 価	13,364,304	
販 売 原 価	781,955	14,146,260
売 上 総 利 益		3,016,905
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,104,040
営 業 利 益		912,865
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	30,882	
受 取 賃 貸 料	28,473	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	63,352	
受 取 保 険 金	1,032	
そ の 他	11,896	135,638
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	53,139	
賃 貸 収 入 原 価	11,515	
支 払 手 数 料	52,215	
そ の 他	252	117,122
経 常 利 益		931,381
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	58,088	58,088
税 引 前 当 期 純 利 益		873,293
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	415,100	
法 人 税 等 調 整 額	△113,696	301,403
当 期 純 利 益		571,889

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	8,032,668	2,828,787	2,804,650	5,633,437
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△1,638	△1,638
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1,638	△1,638
当 期 末 残 高	8,032,668	2,828,787	2,803,012	5,631,799

(単位 千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	175,426	175,426	△72,707	13,768,825
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△69,081	△69,081		△69,081
当 期 純 利 益	571,889	571,889		571,889
自 己 株 式 の 取 得			△193	△193
自 己 株 式 の 処 分			9,444	7,806
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	502,807	502,807	9,250	510,419
当 期 末 残 高	678,234	678,234	△63,457	14,279,245

(単位 千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	67,018	67,018	13,835,844
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△69,081
当 期 純 利 益			571,889
自 己 株 式 の 取 得			△193
自 己 株 式 の 処 分			7,806
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	51,218	51,218	51,218
当 期 変 動 額 合 計	51,218	51,218	561,638
当 期 末 残 高	118,236	118,236	14,397,482

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式……移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等…時価法によっております。

以外のもの

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

① 原材料及び貯蔵品

主要資材であるベニヤ板は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

その他の原材料及び貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) リース資産以外の有形固定資産

リース用資産…事業の用に供している自己所有の賃貸用資産であり、定額法によっております。なお、仮設建物およびユニットハウスの耐用年数については7～16年を、その他のリース用資産の耐用年数については5～7年を用いております。

社 用 資 産

建

物…定額法によっております。なお、主な耐用年数は5～65年であります。

建物以外の社用資産…定率法によっております。なお、主な耐用年数は3～14年であります。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
リース取引に係るリース資産…によっております。

(3) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の個別債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては、投資その他の資産に「前払年金費用」を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）に基づく定率法により、それぞれ発生の日次から費用処理することとしております。

4. 重要な収益および費用の計上基準

顧客との契約について、当社グループは次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したときにまたは充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、仮設建物、ユニットハウスおよびこれらに付随する什器備品類等のリース事業および販売事業を行っております。各事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① リース事業

リース事業の売上収益の認識は「リース」、「建上工事」、「解体工事」に分類され、「リース」においては『リース取引に関する会計基準』に基づき収益の認識を行っております。「建上工事」においては仮設建物およびユニットハウスの設計、運搬、設置、エアコンや各種備品などの据付設置等があり、「解体工事」においてはリース期間が満了した物件の解体、搬出、整地等があり、それらは施工履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的

な見積りは総工事原価が算定できないため原価回収基準を適用しております。また、短期間の「建上工事」および「解体工事」については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 販売事業

販売事業の売上収益の認識は「建上工事」、「販売」に分類され、「建上工事」においては仮設建物およびユニットハウスの設計、運搬、設置、エアコンや各種備品などの据付設置等があり、施工履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りは総工事原価が算定できないため原価回収基準を適用しております。「販売」においては建上工事が完了し製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断した時点で収益を認識しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金負債

23,845千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

III. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「注記事項 II. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産の金額および当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建	物	712,178千円
土	地	3,782,087千円
計		4,494,265千円

(担保されている債務)

1年内返済予定の長期借入金	3,145,001千円
長期借入金	954,999千円
計	4,100,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

16,309,577千円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	23,767千円
短期金銭債務	641,477千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

1,365,815千円

営業取引以外の取引高

1,702,052千円

(うち、リース用資産の購入によるもの

1,646,079千円)

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

40,325株

前事業年度末より5,853株減少しておりますが、増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

147株

譲渡制限付き株式報酬としての自己株式の処分による減少

6,000株

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

土地減損損失	57,651千円
賞与引当金	113,146千円
長期末払金	12,323千円
未払事業税	32,465千円
その他	37,332千円
繰延税金資産小計	252,919千円
評価性引当額	△81,279千円
繰延税金資産合計	171,640千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△96,171千円
その他有価証券評価差額金	△51,623千円
繰延税金負債合計	△147,795千円
繰延税金資産（負債）純額	23,845千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位 千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日本キャビネット(株)	直接 100.0%	什器備品のリースおよび仕入 役員の兼任	社用資産の一部貸与	(注1) 26,889	—	—
子会社	東海ハウス(株)	直接 92.7%	リース用資産等の購入 役員の兼任	リース用資産等の購入 (注2)	(注3) 1,550,880	買掛金 未払金	31,295 120,045

(注) 1. 賃貸料については、市場価格などを勘案の上、決定しております。

2. 取引条件の決定にあたっては、子会社以外からも複数の見積を入手し、市場の実勢価格を勘案して、発注先および価格を決定しております。

3. 当事業年度における年間の購入高であります。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,168円35銭
1株当たり当期純利益	165円67銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

東海リース株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下井田 晶 代

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 秀 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海リース株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第56期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

東海リース株式会社 監査等委員会

取締役常勤監査等委員 此 下 純 央 ㊟

取締役社外監査等委員 松 井 巧 ㊟

取締役社外監査等委員 杉 谷 浩 哉 ㊟

会計監査人の監査報告書独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

東海リース株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下井田 晶 代指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 秀 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海リース株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

東海リース株式会社 監査等委員会

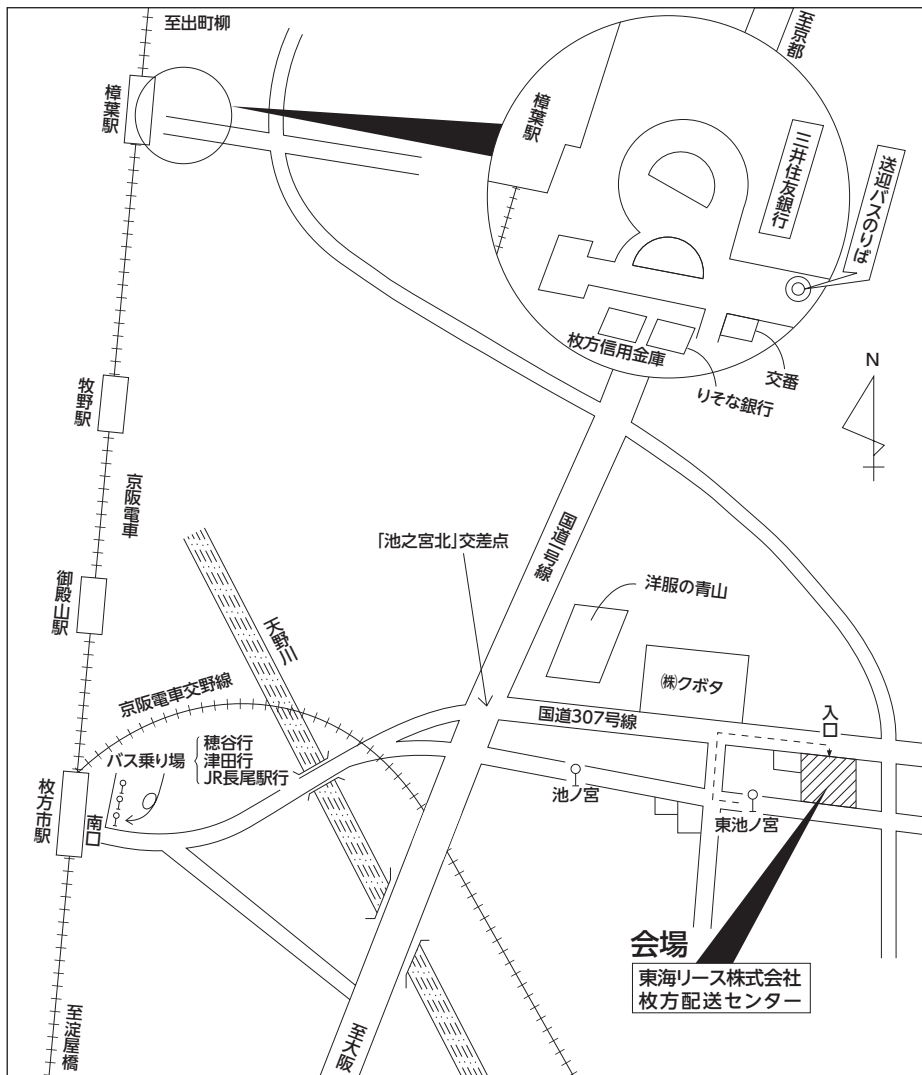
取締役常勤監査等委員 此 下 純 央 ㊟

取締役社外監査等委員 松 井 巧 ㊟

取締役社外監査等委員 杉 谷 浩 哉 ㊟

以 上

(株主総会々場ご案内略図)



会場所在地 大阪府枚方市池之宮4丁目9-1
電話番号 072-848-8101

京阪電車でお越しの方には、樟葉駅で降車していただきますと下記のとおり
駅前から送迎バスを運転しておりますのでご利用ください。

発車時刻 午前9時10分

UD FONT
by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。